

静岡県告示第303号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年4月8日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	三島裾野線	三島市徳倉一丁目12番の1から	前	8.6~9.3	78.6
		三島市徳倉一丁目5番の1まで	後	10.9~11.5	78.6

=====

静岡県告示第304号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年4月8日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	山梨一宮線	周智郡森町円田字峯垣1522番の8から	前	㊤ 5.9~8.1	139.5
		周智郡森町円田字峯垣1436番の1地先まで			
県道	山梨一宮線	周智郡森町円田字峯垣1522番の8から	後	㊤ 5.9~8.1	139.5
		周智郡森町円田字峯垣1436番の1地先まで			

		周智郡森町円田字井ノ表62番 の2から 周智郡森町円田字井ノ表64番 まで		⑧ 0.0~22.7	144.6
--	--	--	--	---------------	-------